

議第 88 号

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成 17 年高島市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

第 2 条 高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。